

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月28日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 大越 昇一
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向 け） 野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向 け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向 け） 2兆円を上限とします。 野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向 け） 2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2026年2月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

< 更新後 >

ファンドは、SMA（セパレートリー・マネージド・アカウント）に係る契約に基づいて、SMA取引口座の資金を運用するためのファンドです。

世界の債券（主として、世界の高利回り社債（ハイ・イールド債）、新興国の公社債（エマージング・マーケット債）、企業向け貸付債権（バンクローン）等、および投資適格格付が付与されているもしくは同等の信用度を有すると判断される世界の公社債）を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

Aコース、Bコースが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

Aコース 為替ヘッジあり	Bコース 為替ヘッジなし
●実質的な外貨建資産について、為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。 ●実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。 ●上記に類するもの。	●実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。 ●上記に類するもの。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
追 加 型		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファン ズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

(野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース(野村SMA・EW向け))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
追 加 型		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファン ズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 更新後 >

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.imaj.or.jp/>

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

（３）ファンドの仕組み

< 更新後 >

■ 委託会社の概況(2026年7月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

（２）投資対象

< 更新後 >

主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みま
す。）。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券なら

びに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

各ファンドは、以下に示す投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FD<外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFC <外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFD <外国籍投資信託>
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FC<外国籍投資信託>	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FD<外国籍投資信託>

上記は2026年8月28日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

同一行にある指定投資信託証券(例えば「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FC<外国籍投資信託>」と「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FD<外国籍投資信託>」)は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。これら二つの指定投資信託証券をまとめて、「ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FC / FD<外国籍投資信託>」と表記する場合があります。

投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - 有価証券
 - 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等(信託約款)

()委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

()委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2026年8月28日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

指定投資信託証券の名称について、「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、投資適格社債を主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、投資適格社債の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FC（「FC」といいます。）は、Bloomberg Global Aggregate Corporate Index（円ヘッジベース）¹をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FD（「FD」といいます。）²は、Bloomberg Global Aggregate Corporate Index（円換算ベース）をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹「Bloomberg Global Aggregate Corporate Index（円ヘッジベース）」はBloomberg Global Aggregate Corporate Index（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

²「Bloomberg Global Aggregate Corporate Index（円換算ベース）」はBloomberg Global Aggregate Corporate Index（米ドルベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限（設定日：2021年4月12日）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社

受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Insight Investment Management (Global) Limited
PGIM, Inc.

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.38%以内（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.05%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、3年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

投資適格社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

ファンドは、投資適格社債を主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

投資顧問会社が、投資適格社債の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、投資適格社債の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてBloomberg Global Aggregate Corporate Indexの通貨配分をベースに対円為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4)収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFC（「FC」といいます。）は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（円ヘッジベース）¹ をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 米国ハイ・イールド・ボンドFD（「FD」といいます。）は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（円換算ベース）² をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「ICE BofA US High Yield Constrained Index（円ヘッジベース）」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「ICE BofA US High Yield Constrained Index（円換算ベース）」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.
PGIM, Inc.
MacKay Shields LLC

(D)管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.55%以内（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

米ドル建てのハイ・イールド債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、米ドル建てのハイ・イールド債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてICE BofA US High Yield Constrained Index(円換算ベース)の通貨配分をベースに円建てで為替ヘッジを行うことを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC/FD

(A) ファンドの特色

ファンドは、新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券（以下、「新興国債券」といいます。）を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FC（「FC」といいます。）は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）¹ をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII - 新興国債券FD（「FD」といいます。）は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）² をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

¹ 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円ヘッジベース）」はJP Morgan Emerging Markets Bond Index Global（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

² 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）」は、JP Morgan Emerging Markets Bond Index Global（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Pacific Investment Management Company LLC
Marathon Asset Management, L.P.
MetLife Investment Management, LLC

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.60%以内（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、新興国債券の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。

副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国債券の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。

FCの外貨建資産については、原則としてJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。FD の外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合はファンドの純資産総額の30%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■ ベンチマークについて ■

「Bloomberg^(R)」は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limitedをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）の商標およびサービスマークです。

ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

ICE BofA US High Yield Constrained Indexは、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社（「ICEデータ」）の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI Global))は、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

(5) 投資制限

< 訂正前 >

運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・ 株式への直接投資は行ないません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・ デリバティブの直接利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<訂正後>

運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会規則に定めるエクスポージャーがルックス

ルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

公社債の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ()前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ()第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(信託約款)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 投資リスク

< 更新後 >

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特に新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ハイ・イールド債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

〔バンクローンの価格変動リスク〕

バンクローンは、信用度の変動等により価格が変動します。ファンドは実質的にバンクローンに投資を行なう場合がありますので、これらの影響を受けます。特に格付の低いバンクローンについては、格付の高いバンクローンに比べ、価格が大きく変動する可能性や組入バンクローンの元利金の支払遅延および支払不履行等が生じる可能性が高いと想定されます。また、一般的にバンクローンは債券と比べて流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時やファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に保有資産を売買できない場合があります。また、バンクローン売却の際の売却価値が当初の投資価値を大幅に下回る場合があります。

〔為替変動リスク〕

「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「Aコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りませんが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

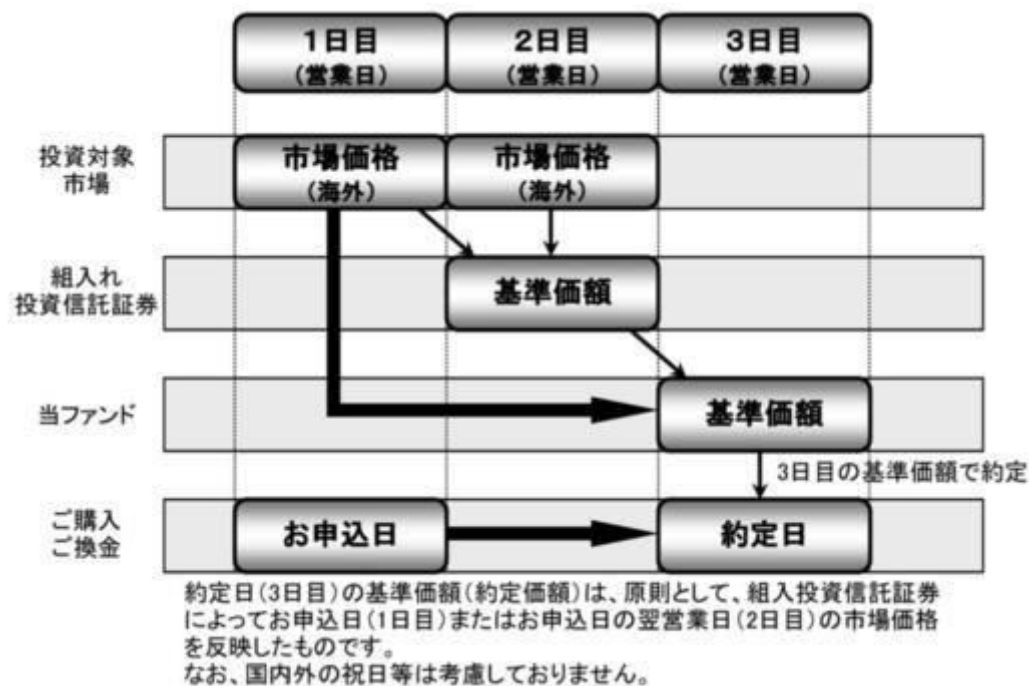
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

< 野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース/Bコース（野村SMA・EW向け）に関する留意点 >

ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の販売会社または管理事務代行会社が委託会社の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）に該当する場合、委託会社が当該指定投資信託証券の買付けまたは売付けを行なう際に、当該利害関係人等に対して発注を行ないます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

< 基準価額の算出イメージ図 >



< 更新後 >

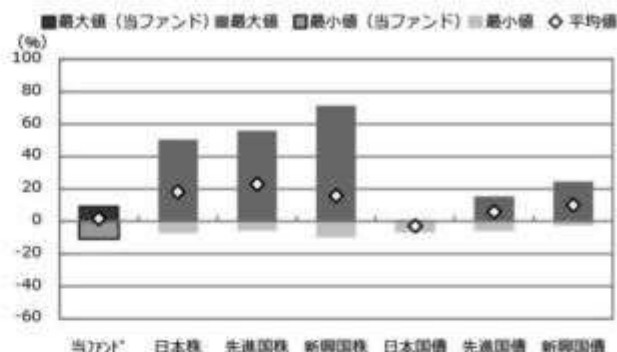
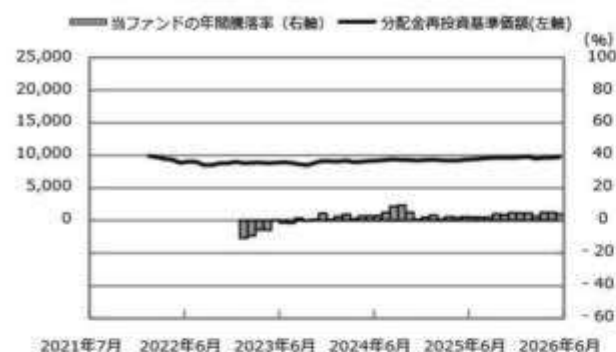
リスクの定量的比較

(2021年7月末～2026年6月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース

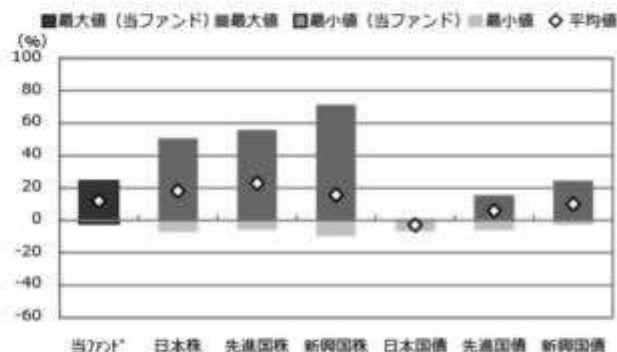
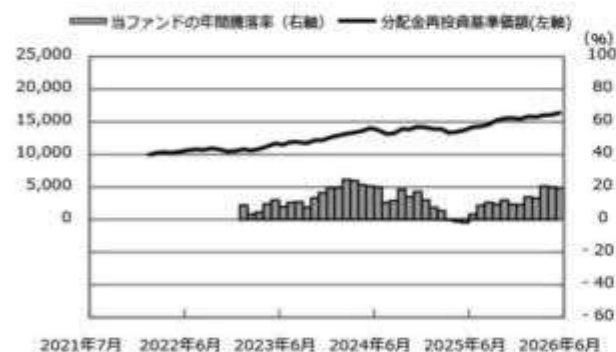


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	9.3	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 10.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	1.8	18.2	23.0	15.9	△ 2.9	5.9	10.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年2月から2026年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年7月から2026年6月の5年間で当ファンドは2023年2月から2026年6月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Bコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	24.5	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値 (%)	△ 2.0	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	12.1	18.2	23.0	15.9	△ 2.9	5.9	10.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、2023年2月から2026年6月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年7月から2026年6月の5年間で当ファンドは2023年2月から2026年6月の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標は、株式会社JPK総研又は株式会社JPK総研の関連会社（以下「JPK」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPKが有します。JPKは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPKにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPKは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保障または販売促進を行います。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPML J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 手数料等及び税金

（３）信託報酬等

＜更新後＞

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年0.297%（税抜年0.27%）
-------	-------------------

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
＜委託会社＞ ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	年0.22%
＜販売会社＞ 購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	年0.03%
＜受託会社＞ ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等	年0.02%

実質的な負担 ^(注)	年0.80%±0.05%程度（税込）
-----------------------	--------------------

* ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があります、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

（注）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2026年8月28日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

（５）課税上の取扱い

< 更新後 >

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

〔 個人の投資家の場合 〕

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔 法人の投資家の場合 〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

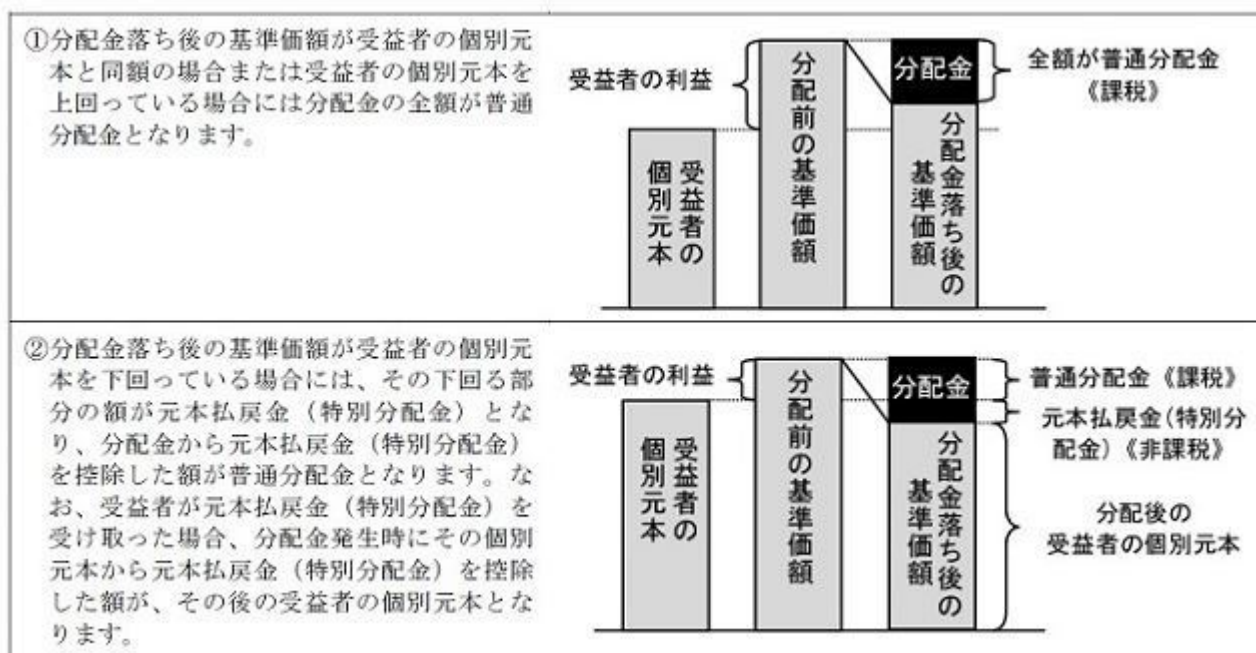
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

* 上記は2026年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

< 更新後 >

■(参考情報)ファンドの総経費率

(単位:%)

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのその他 費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用 の比率	④投資先ファンドの 運用管理費用以外 の比率
Aコース	0.96	0.29	0.00	0.49	0.18
Bコース	0.95	0.29	0.00	0.49	0.17

(2024年12月7日～2025年12月8日)

- * 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- * ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- * ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- * 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- * 各比率は、年率換算した値です。
- * 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。
- * ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- * ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- * ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- * 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- * 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- * 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- * 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

5 運用状況

以下は2026年6月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース(野村SMA・EW向け)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	11,193,833,212	99.02
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	110,517,295	0.97
合計(純資産総額)		11,304,350,507	100.00

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース(野村SMA・EW向け)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	119,085,768,205	98.96
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	1,248,909,984	1.03
合計(純資産総額)		120,334,678,189	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース(野村SMA・EW向け)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FC	548,685	8,203	4,500,875,123	8,138	4,465,198,530	39.49
2	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFC	410,192	8,341	3,421,500,663	8,207	3,366,445,744	29.78
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FC	513,939	6,538	3,360,408,269	6,542	3,362,188,938	29.74

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.02
合 計	99.02

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 投資適格社債FD	3,896,771	11,937	46,519,263,877	12,193	47,513,328,803	39.48
2	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 米国ハイ・イールド・ボンドFD	2,291,023	15,250	34,939,547,243	15,630	35,808,689,490	29.75
3	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンド - 新興国債券FD	2,791,426	12,320	34,391,252,902	12,812	35,763,749,912	29.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.96
合 計	98.96

投資不動産物件

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

該当事項はありません。

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

該当事項はありません。

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

該当事項はありません。

（３）運用実績

純資産の推移

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

2026年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2022年 6月 6日)	25	25	0.9319	0.9319
第2計算期間	(2022年12月 6日)	770	770	0.8929	0.8929

第3計算期間	(2023年12月 6日)	3,516	3,516	0.8939	0.8939
第4計算期間	(2024年12月 6日)	6,326	6,326	0.9356	0.9356
第5計算期間	(2025年12月 8日)	8,842	8,842	0.9656	0.9656
	2025年 6月末日	7,550	—	0.9349	—
	7月末日	7,620	—	0.9414	—
	8月末日	7,885	—	0.9494	—
	9月末日	8,179	—	0.9587	—
	10月末日	8,553	—	0.9651	—
	11月末日	8,760	—	0.9656	—
	12月末日	9,197	—	0.9668	—
	2026年 1月末日	9,512	—	0.9697	—
	2月末日	9,928	—	0.9769	—
	3月末日	9,869	—	0.9488	—
	4月末日	10,280	—	0.9655	—
	5月末日	10,475	—	0.9668	—
	6月末日	11,304	—	0.9729	—

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

2026年6月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間	(2022年 6月 6日)	33	33	1.0394	1.0394
第2計算期間	(2022年12月 6日)	1,798	1,799	1.0687	1.0692
第3計算期間	(2023年12月 6日)	14,406	14,411	1.2242	1.2247
第4計算期間	(2024年12月 6日)	42,015	42,030	1.3780	1.3785
第5計算期間	(2025年12月 8日)	82,237	82,264	1.5353	1.5358
	2025年 6月末日	57,117	—	1.3735	—
	7月末日	62,804	—	1.4165	—
	8月末日	65,688	—	1.4258	—
	9月末日	70,354	—	1.4580	—
	10月末日	76,827	—	1.5185	—
	11月末日	81,775	—	1.5479	—
	12月末日	86,122	—	1.5564	—
	2026年 1月末日	89,215	—	1.5405	—
	2月末日	97,148	—	1.5780	—
	3月末日	100,626	—	1.5688	—
	4月末日	106,183	—	1.6010	—
	5月末日	110,533	—	1.6050	—
	6月末日	120,334	—	1.6374	—

分配の推移

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 2月22日～2022年 6月 6日	0.0000円
第2計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 6日	0.0000円
第3計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0000円
第4計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0000円
第5計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	0.0000円

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2022年 2月22日～2022年 6月 6日	0.0000円
第2計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 6日	0.0005円
第3計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.0005円
第4計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	0.0005円
第5計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	0.0005円

収益率の推移

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 2月22日～2022年 6月 6日	6.8%
第2計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 6日	4.2%
第3計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	0.1%
第4計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	4.7%
第5計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	3.2%
第6期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	0.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2022年 2月22日～2022年 6月 6日	3.9%
第2計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 6日	2.9%
第3計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	14.6%
第4計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	12.6%
第5計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	11.5%
第6期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	4.9%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 2月22日～2022年 6月 6日	26,829,111	—	26,829,111

第2計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 6日	851,535,108	15,007,490	863,356,729
第3計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	3,566,735,974	496,478,968	3,933,613,735
第4計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	3,671,805,590	843,286,567	6,762,132,758
第5計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	3,492,784,069	1,097,784,000	9,157,132,827
第6期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	2,855,137,247	875,859,222	11,136,410,852

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2022年 2月22日～2022年 6月 6日	32,419,560	—	32,419,560
第2計算期間	2022年 6月 7日～2022年12月 6日	1,679,363,952	28,993,168	1,682,790,344
第3計算期間	2022年12月 7日～2023年12月 6日	11,068,109,182	982,712,556	11,768,186,970
第4計算期間	2023年12月 7日～2024年12月 6日	21,046,792,244	2,325,198,447	30,489,780,767
第5計算期間	2024年12月 7日～2025年12月 8日	26,866,540,969	3,791,063,825	53,565,257,911
第6期（中間期）	2025年12月 9日～2026年 6月 8日	20,411,264,371	3,376,563,579	70,599,958,703

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

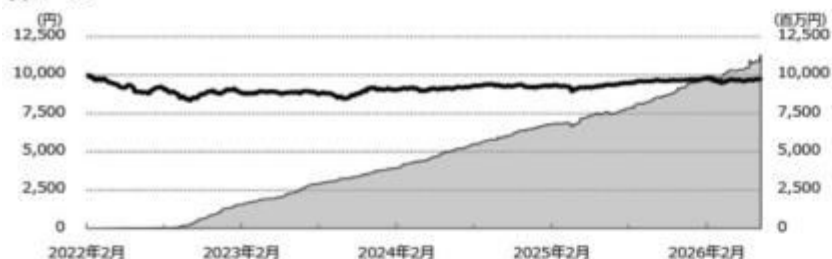
参考情報

< 更新後 >

運用実績（2026年6月30日現在）**基準価額・純資産の推移**

（日次：設定来）

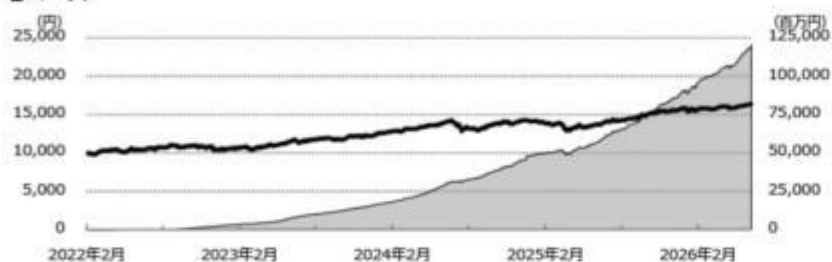
— 基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸） — 純資産総額（右軸）

Aコース**分配の推移**

（1万口あたり、課税前）

Aコース

2025年12月	0 円
2024年12月	0 円
2023年12月	0 円
2022年12月	0 円
2022年6月	0 円
設定来累計	0 円

Bコース**Bコース**

2025年12月	5 円
2024年12月	5 円
2023年12月	5 円
2022年12月	5 円
2022年6月	0 円
設定来累計	20 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

Aコース

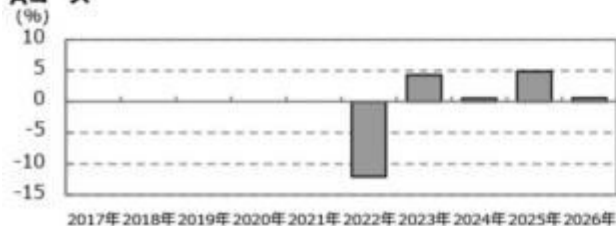
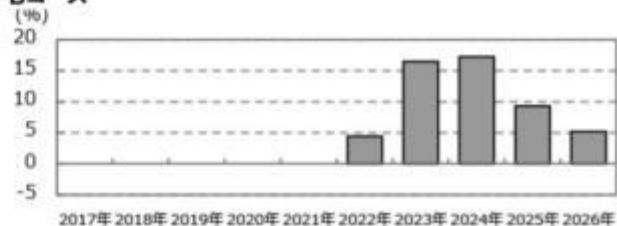
順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－投資適格社債FC	39.5
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFC	29.8
3	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FC	29.7

Bコース

順位	銘柄	投資比率（%）
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅣ－投資適格社債FD	39.5
2	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国ハイ・イールド・ボンドFD	29.8
3	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－新興国債券FD	29.7

年間収益率の推移

（暦年ベース）

Aコース**Bコース**

- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2022年は設定日（2022年2月22日）から年末までの収益率。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】**3 資産管理等の概要**

（１）資産の評価

<訂正前>

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
指定投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

<訂正後>

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。

なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
指定投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

第3【ファンドの経理状況】

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間(2025年12月9日から2026年6月8日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

	第5期 (2025年12月 8日現在)	第6期中間計算期間末 (2026年 6月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	137,828,875	442,960,521
投資信託受益証券	8,746,360,262	10,689,509,276
未収利息	1,848	8,975
流動資産合計	8,884,190,985	11,132,478,772
資産合計	8,884,190,985	11,132,478,772
負債の部		
流動負債		
未払金	26,836,820	158,843,655
未払解約金	2,689,502	194,827,792
未払受託者報酬	894,133	1,079,553
未払委託者報酬	11,176,571	13,494,330
その他未払費用	98,246	161,877
流動負債合計	41,695,272	368,407,207
負債合計	41,695,272	368,407,207
純資産の部		
元本等		
元本	9,157,132,827	11,136,410,852
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	314,637,114	372,339,287
（分配準備積立金）	486,867,074	448,879,290
元本等合計	8,842,495,713	10,764,071,565
純資産合計	8,842,495,713	10,764,071,565
負債純資産合計	8,884,190,985	11,132,478,772

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第5期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	第6期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
営業収益		
受取配当金	79,568,045	153,031,710
受取利息	356,298	640,128
有価証券売買等損益	127,898,713	128,897,273
営業収益合計	47,974,370	24,774,565
営業費用		
受託者報酬	746,211	1,079,553
委託者報酬	9,327,561	13,494,330
その他費用	74,555	161,877

	第5期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	第6期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
営業費用合計	10,148,327	14,735,760
営業利益又は営業損失（ ）	58,122,697	10,038,805
経常利益又は経常損失（ ）	58,122,697	10,038,805
中間純利益又は中間純損失（ ）	58,122,697	10,038,805
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	5,149,018	393,274
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	435,561,093	314,637,114
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,999,819	31,429,576
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,999,819	31,429,576
剰余金減少額又は欠損金増加額	134,813,935	98,777,280
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	134,813,935	98,777,280
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	595,348,888	372,339,287

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年12月 9日から2026年 6月 8日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第5期 2025年12月 8日現在	第6期中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,157,132,827口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 11,136,410,852口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損 314,637,114円	元本の欠損 372,339,287円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 0.9656円 (10,000口当たり純資産額) (9,656円)	1口当たり純資産額 0.9666円 (10,000口当たり純資産額) (9,666円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第5期 2025年12月 8日現在	第6期中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第5期 自 2024年12月 7日 至 2025年12月 8日		第6期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日	
期首元本額	6,762,132,758円	期首元本額	9,157,132,827円
期中追加設定元本額	3,492,784,069円	期中追加設定元本額	2,855,137,247円
期中一部解約元本額	1,097,784,000円	期中一部解約元本額	875,859,222円

2 デリバティブ取引関係
該当事項はありません。

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）

	第5期 (2025年12月 8日現在)	第6期中間計算期間末 (2026年 6月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,675,124,817	2,772,049,219
投資信託受益証券	81,176,134,470	112,279,123,289
未収利息	22,465	56,166
流動資産合計	82,851,281,752	115,051,228,674
資産合計	82,851,281,752	115,051,228,674
負債の部		
流動負債		
未払金	430,388,478	1,156,229,866
未払収益分配金	26,782,628	-
未払解約金	53,339,870	50,006,889
未払受託者報酬	7,569,393	10,666,591
未払委託者報酬	94,617,385	133,332,291
その他未払費用	838,746	1,599,927
流動負債合計	613,536,500	1,351,835,564
負債合計	613,536,500	1,351,835,564
純資産の部		
元本等		
元本	53,565,257,911	70,599,958,703
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	28,672,487,341	43,099,434,407
（分配準備積立金）	10,426,127,293	9,881,284,482
元本等合計	82,237,745,252	113,699,393,110
純資産合計	82,237,745,252	113,699,393,110
負債純資産合計	82,851,281,752	115,051,228,674

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第5期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	第6期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
営業収益		
受取配当金	1,553,709,185	2,856,824,770
受取利息	2,933,925	7,238,982
有価証券売買等損益	2,889,458,262	1,883,028,531
営業収益合計	1,332,815,152	4,747,092,283
営業費用		
受託者報酬	5,420,288	10,666,591
委託者報酬	67,753,493	133,332,291
その他費用	541,972	1,599,927
営業費用合計	73,715,753	145,598,809
営業利益又は営業損失（ ）	1,406,530,905	4,601,493,474
経常利益又は経常損失（ ）	1,406,530,905	4,601,493,474
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,406,530,905	4,601,493,474

	第5期中間計算期間 自 2024年12月 7日 至 2025年 6月 6日	第6期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	22,757,077	117,500,182
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,525,893,650	28,672,487,341
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,504,125,327	11,757,952,970
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,504,125,327	11,757,952,970
剰余金減少額又は欠損金増加額	604,478,623	1,814,999,196
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	604,478,623	1,814,999,196
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	14,041,766,526	43,099,434,407

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、2025年12月 9日から2026年 6月 8日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第5期 2025年12月 8日現在	第6期中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 53,565,257,911口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 70,599,958,703口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5353円 (10,000口当たり純資産額) (15,353円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6105円 (10,000口当たり純資産額) (16,105円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第5期 2025年12月 8日現在	第6期中間計算期間末 2026年 6月 8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第5期 自 2024年12月 7日 至 2025年12月 8日	第6期中間計算期間 自 2025年12月 9日 至 2026年 6月 8日
期首元本額 30,489,780,767円	期首元本額 53,565,257,911円
期中追加設定元本額 26,866,540,969円	期中追加設定元本額 20,411,264,371円
期中一部解約元本額 3,791,063,825円	期中一部解約元本額 3,376,563,579円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）

2026年6月30日現在

資産総額	11,699,309,302円
負債総額	394,958,795円
純資産総額（ - ）	11,304,350,507円
発行済口数	11,619,706,063口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9729円

野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）

2026年6月30日現在

資産総額	122,116,750,145円
負債総額	1,782,071,956円
純資産総額（ - ）	120,334,678,189円
発行済口数	73,489,292,556口
1口当たり純資産額（ / ）	1.6374円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 更新後 >

(1) 資本金の額

2026年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

2 事業の内容及び営業の概況

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2026年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	872	82,238,862
単位型株式投資信託	116	541,748
追加型公社債投資信託	14	7,011,853
単位型公社債投資信託	307	415,376
合計	1,309	90,207,839

3 委託会社等の経理状況

< 更新後 >

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 貸借対照表

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			8,177		9,250
金銭の信託			46,810		69,786
前払金			12		12
前払費用			1,019		878
未収入金			666		996
未収委託者報酬			34,911		41,753
未収運用受託報酬			7,066		9,089
短期貸付金			2,242		3,197
その他			195		101
貸倒引当金			21		25
流動資産計			101,080		135,041
固定資産					
有形固定資産			881		764
建物	2	589		507	
器具備品	2	292		256	
無形固定資産			6,889		7,347
ソフトウェア		6,888		7,346	
その他		0		0	
投資その他の資産			14,923		19,489
投資有価証券		2,164		3,417	
関係会社株式		6,584		6,878	
長期差入保証金		521		523	
長期前払費用		11		10	
前払年金費用		2,413		2,898	
繰延税金資産		3,134		5,662	
その他		92		98	
固定資産計			22,694		27,601
資産合計			123,775		162,642

		前事業年度 (2025年3月31日)		当事業年度 (2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			6,000		32,100
預り金			132		138
未払金			11,982		13,818
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		65		106	
未払手数料		11,326		13,582	
関係会社未払金		589		128	
未払費用	1		12,594		14,990

未払法人税等			10,363		9,858
未払消費税等			2,112		1,650
前受収益			14		11
賞与引当金			5,846		7,322
その他			-		59
流動負債計			49,045		79,950
固定負債					
退職給付引当金			2,618		2,921
時効後支払損引当金			610		616
資産除去債務			1,431		1,703
固定負債計			4,660		5,240
負債合計			53,706		85,191
(純資産の部)					
株主資本			69,751		77,054
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金	11,729			11,729	
その他資本剰余金	2,000			2,000	
利益剰余金			38,841		46,144
利益準備金	685			685	
その他利益剰余金	38,156			45,459	
繰越利益剰余金	38,156			45,459	
評価・換算差額等			317		396
その他有価証券評価差額金			317		396
純資産合計			70,069		77,451
負債・純資産合計			123,775		162,642

(2) 損益計算書

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		155,775	178,321
運用受託報酬		23,666	27,977
その他営業収益		328	361
営業収益計		179,770	206,660
営業費用			
支払手数料		56,923	67,090
広告宣伝費		1,115	1,599
公告費		0	0
調査費		38,115	40,875
調査費		6,901	7,389
委託調査費		31,213	33,485
委託計算費		1,345	1,533
営業雑経費		4,336	4,637
通信費		89	87
印刷費		780	684
協会費		93	96

諸経費		3,372		3,768	
営業費用計			101,835		115,736
一般管理費					
給料			14,094		16,541
役員報酬		321		413	
給料・手当		7,982		8,399	
賞与		5,790		7,727	
交際費			105		128
寄付金			116		101
旅費交通費			394		502
租税公課			1,537		2,055
不動産賃借料			1,236		1,246
退職給付費用			598		523
固定資産減価償却費			2,309		2,694
諸経費			12,708		13,608
一般管理費計			33,100		37,402
営業利益			44,834		53,521

		前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,594		7,435	
受取利息		93		155	
為替差益		1,498		-	
その他		786		688	
営業外収益計			8,972		8,278
営業外費用					
支払利息		210		545	
金銭の信託運用損		396		448	
時効後支払損引当金繰入額		10		13	
投資事業組合運用損		134		287	
為替差損		-		76	
その他		10		15	
営業外費用計			763		1,387
経常利益			53,043		60,412
特別利益					
株式報酬受入益		56		122	
移転補償金		-		109	
特別利益計			56		232
特別損失					
関係会社株式評価損		-		299	
固定資産除却損	2	14		181	
特別損失計			14		481
税引前当期純利益			53,085		60,163
法人税、住民税及び事業税			15,463		17,310

法人税等調整額			482		2,564
当期純利益			38,105		45,417

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利 益 準備金	利益剰余金		株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計		その他 利益剰余 金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751
当期変動額								
剰余金の配当						38,115	38,115	38,115
当期純利益						45,417	45,417	45,417
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,302	7,302	7,302
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	45,459	46,144	77,054

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	317	317	70,069
当期変動額			
剰余金の配当			38,115
当期純利益			45,417
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	79	79	79
当期変動額合計	79	79	7,381
当期末残高	396	396	77,451

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
-------------------	-----------------------------------

	(2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額271百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。なお、見積りの変更により損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更に関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたもの。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)
1．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円	1．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,484百万円
2．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320	2．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,882百万円 器具備品 828 合計 2,711

損益計算書関係

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円	1．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,432百万円

2. 固定資産除却損		2. 固定資産除却損	
建物	0百万円	建物	-百万円
器具備品	-	器具備品	0
ソフトウェア	14	ソフトウェア	180
合計	14	合計	181

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円

基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	45,429百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	8,820円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月30日

金融商品関係

前事業年度（自 2024年4月１日 至 2025年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信

託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

（注1） 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2） 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

（ ）1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）
----	------------------

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信

託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	69,786	69,786	-
資産計	69,786	69,786	-
(2)その他（デリバティブ取引）	59	59	-
負債計	59	59	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、関係会社短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	7,053
組合出資金等	3,242
合計	10,296

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において299百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	9,250	-	-	-
金銭の信託	69,786	-	-	-
未収委託者報酬	41,753	-	-	-
未収運用受託報酬	9,089	-	-	-
短期貸付金	3,197	-	-	-
合計	133,078	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	69,786	-	69,786
資産計	-	69,786	-	69,786
デリバティブ取引（通貨関連）	-	59	-	59
負債計	-	59	-	59

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6．減損処理を行った有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日）

1．売買目的有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2026年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,772
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2026年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額3,242百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

6．減損処理を行った有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当事業年度において、子会社株式について299百万円減損処理を行っております。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

当事業年度（自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	3,132	-	59	59

退職給付関係

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
退職給付債務の期末残高	16,418
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	16,418 百万円
勤務費用	636
利息費用	397
数理計算上の差異の発生額	1,431
退職給付の支払額	1,099
その他	1
退職給付債務の期末残高	14,923

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,041 百万円
期待運用収益	494
数理計算上の差異の発生額	1,214
事業主からの拠出額	0
退職給付の支払額	903
年金資産の期末残高	21,847

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	12,277 百万円
年金資産	21,847
	9,569
非積立型制度の退職給付債務	2,645
未積立退職給付債務	6,923
未認識数理計算上の差異	6,195
未認識過去勤務費用	750
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22

退職給付引当金	2,921
前払年金費用	2,898
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	22

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	636 百万円
利息費用	397
期待運用収益	494
数理計算上の差異の費用処理額	453
過去勤務費用の費用処理額	74
確定給付制度に係る退職給付費用	11

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	33%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	6%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	3.4%
退職一時金制度の割引率	2.8%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、470百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2025年3月31日)	当事業年度末 (2026年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>1,840</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>824</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td><td>1,281</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>547</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>12</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>331</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>192</td></tr> <tr> <td>関係会社株式売却損</td><td>509</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>81</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>451</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>135</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>38</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>6,245</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>1,973</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>4,271</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td>144</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価益</td><td>86</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>145</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td>760</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>1,136</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>3,134</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	1,840	退職給付引当金	824	関係会社株式評価減	1,281	未払事業税	547	投資有価証券評価減	12	減価償却超過額	331	時効後支払損引当金	192	関係会社株式売却損	509	ゴルフ会員権評価減	81	資産除去債務	451	未払社会保険料	135	その他	38	繰延税金資産小計	6,245	評価性引当額	1,973	繰延税金資産合計	4,271	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除去費用	144	関係会社株式評価益	86	その他有価証券評価差額金	145	前払年金費用	760	繰延税金負債合計	1,136	繰延税金資産の純額	3,134	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>2,345</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>920</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価減</td><td>1,375</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>547</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>12</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>356</td></tr> <tr> <td>時効後支払損引当金</td><td>194</td></tr> <tr> <td>関係会社株式売却損</td><td>509</td></tr> <tr> <td>ゴルフ会員権評価減</td><td>81</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>536</td></tr> <tr> <td>未払社会保険料</td><td>135</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>47</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>7,061</td></tr> <tr> <td>評価性引当額（注）</td><td>63</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>6,997</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td>153</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価益</td><td>86</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>182</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td>913</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>1,335</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>5,662</td></tr> </table>	繰延税金資産	百万円	賞与引当金	2,345	退職給付引当金	920	関係会社株式評価減	1,375	未払事業税	547	投資有価証券評価減	12	減価償却超過額	356	時効後支払損引当金	194	関係会社株式売却損	509	ゴルフ会員権評価減	81	資産除去債務	536	未払社会保険料	135	その他	47	繰延税金資産小計	7,061	評価性引当額（注）	63	繰延税金資産合計	6,997	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除去費用	153	関係会社株式評価益	86	その他有価証券評価差額金	182	前払年金費用	913	繰延税金負債合計	1,335	繰延税金資産の純額	5,662
繰延税金資産	百万円																																																																																												
賞与引当金	1,840																																																																																												
退職給付引当金	824																																																																																												
関係会社株式評価減	1,281																																																																																												
未払事業税	547																																																																																												
投資有価証券評価減	12																																																																																												
減価償却超過額	331																																																																																												
時効後支払損引当金	192																																																																																												
関係会社株式売却損	509																																																																																												
ゴルフ会員権評価減	81																																																																																												
資産除去債務	451																																																																																												
未払社会保険料	135																																																																																												
その他	38																																																																																												
繰延税金資産小計	6,245																																																																																												
評価性引当額	1,973																																																																																												
繰延税金資産合計	4,271																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
資産除去債務に対応する除去費用	144																																																																																												
関係会社株式評価益	86																																																																																												
その他有価証券評価差額金	145																																																																																												
前払年金費用	760																																																																																												
繰延税金負債合計	1,136																																																																																												
繰延税金資産の純額	3,134																																																																																												
繰延税金資産	百万円																																																																																												
賞与引当金	2,345																																																																																												
退職給付引当金	920																																																																																												
関係会社株式評価減	1,375																																																																																												
未払事業税	547																																																																																												
投資有価証券評価減	12																																																																																												
減価償却超過額	356																																																																																												
時効後支払損引当金	194																																																																																												
関係会社株式売却損	509																																																																																												
ゴルフ会員権評価減	81																																																																																												
資産除去債務	536																																																																																												
未払社会保険料	135																																																																																												
その他	47																																																																																												
繰延税金資産小計	7,061																																																																																												
評価性引当額（注）	63																																																																																												
繰延税金資産合計	6,997																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
資産除去債務に対応する除去費用	153																																																																																												
関係会社株式評価益	86																																																																																												
その他有価証券評価差額金	182																																																																																												
前払年金費用	913																																																																																												
繰延税金負債合計	1,335																																																																																												
繰延税金資産の純額	5,662																																																																																												
（注）評価性引当額が1,910百万円減少しております。この主な減少内容は、会社分類の見直しを行ったことによるものであります。																																																																																													
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>3.9%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>1.3%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.5%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.4%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>28.2%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%	タックスヘイブン税制	1.3%	外国税額控除	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>31.0%</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>3.7%</td></tr> <tr> <td>タックスヘイブン税制</td><td>1.3%</td></tr> <tr> <td>外国税額控除</td><td>0.3%</td></tr> <tr> <td>賃上げ促進税制適用による税額控除</td><td>0.8%</td></tr> <tr> <td>外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>3.1%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.6%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>24.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	31.0%	（調整）		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.7%	タックスヘイブン税制	1.3%	外国税額控除	0.3%	賃上げ促進税制適用による税額控除	0.8%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.6%	評価性引当額の増減	3.1%	その他	0.6%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%																																																				
法定実効税率	31.0%																																																																																												
（調整）																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%																																																																																												
タックスヘイブン税制	1.3%																																																																																												
外国税額控除	0.3%																																																																																												
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%																																																																																												
その他	0.4%																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%																																																																																												
法定実効税率	31.0%																																																																																												
（調整）																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.7%																																																																																												
タックスヘイブン税制	1.3%																																																																																												
外国税額控除	0.3%																																																																																												
賃上げ促進税制適用による税額控除	0.8%																																																																																												
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.6%																																																																																												
評価性引当額の増減	3.1%																																																																																												
その他	0.6%																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.5%																																																																																												
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。																																																																																													

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に271百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
期首残高		1,123	1,431
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		308	271
期末残高		1,431	1,703

4．当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

[会計上の見積りの変更に関する注記] (1) に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)
委託者報酬	178,283百万円
運用受託報酬	24,914百万円
成功報酬（注）	3,103百万円
その他営業収益	358百万円
合計	206,660百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬、運用受託報酬またはその他営業収益に含めて表示

しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の質貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.S.A. インク	ニューヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	40,328	未払手数料	7,644

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(* 2) ノムラ・アセット・マネジメント U . S . A . インクが行った有償減資の金額を記載しております。

(* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (* 1)	281,000	短期借入金	32,100
							資金の返済 (* 1)	254,900		
							借入金利息 (* 1)	545	未払利息	25

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (* 1)	11,245	短期貸付金	3,197
							資金の返済 (* 1)	10,422		
							貸付金利息 (* 1)	155	未収利息	31

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-----	-------	--------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託等に係る事務代行手数料の支払 (*2)	48,195	未払手数料	9,427
---------	----------	--------	-----------------	-----	---	---	----------------------------	--------	-------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,603円86銭	1株当たり純資産額	15,037円01銭
1株当たり当期純利益	7,398円11銭	1株当たり当期純利益	8,817円79銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	38,105百万円	損益計算書上の当期純利益	45,417百万円
普通株式に係る当期純利益	38,105百万円	普通株式に係る当期純利益	45,417百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 更新後 >

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
--------	------------------------	-----------

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
--	------------	--

* 2026年6月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2026年6月末現在

3 資本関係

< 訂正前 >

(2025年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

< 訂正後 >

(2026年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村グローバル・クレジット・ファンド Aコース（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）の2025年12月9日から2026年6月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村グローバル・クレジット・ファンド Bコース（野村SMA・EW向け）の2026年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年12月9日から2026年6月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。